

09383P-00

2021

年度版



よくわかる 社労士

合格テキスト

3 労働者災害補償保険法

TAC社会保険労務士講座編著

社労士試験に

本気で合格するための

複数事業
労働者に対する
保険給付創設などの
法改正に対応!



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Webで順次
公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和2年10月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、2021(令和3)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

● 複数事業労働者に対する保険給付の創設

【令和2年9月1日施行】

1. 負荷の総合的評価

従来、1つの事業場のみの業務上の負荷(労働時間やストレス等)を評価して、労災認定の判断をしていました。今回の改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合は、複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになりました。これにより、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等(負傷、疾病、障害又は死亡)についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由となるこの災害を「複数業務要因災害」といいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

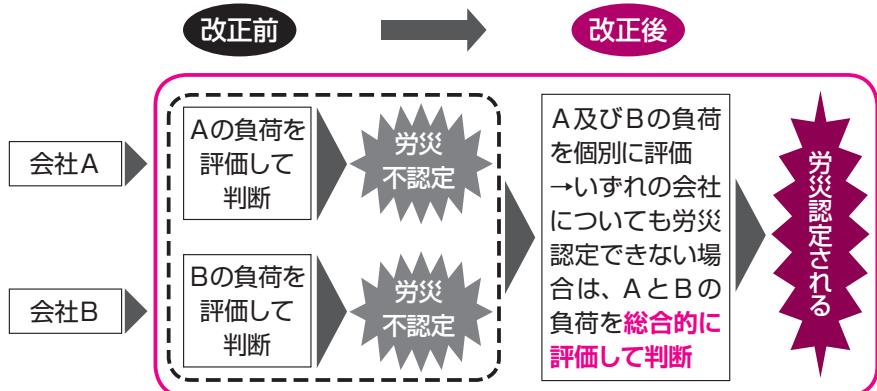
「複数業務要因災害」たる保険給付として、以下の保険給付が新設されました。

複数事業労働者療養給付
複数事業労働者休業給付
複数事業労働者障害給付
複数事業労働者遺族給付

複数事業労働者葬祭給付
複数事業労働者傷病年金
複数事業労働者介護給付

1つの事業場のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、これまで通り「業務災害」として、業務災害に係る各種保険給付が支給されます。なお、この場合であっても、以下2.により、全ての就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎に保険給付されます。

■負荷の総合的評価の具体例

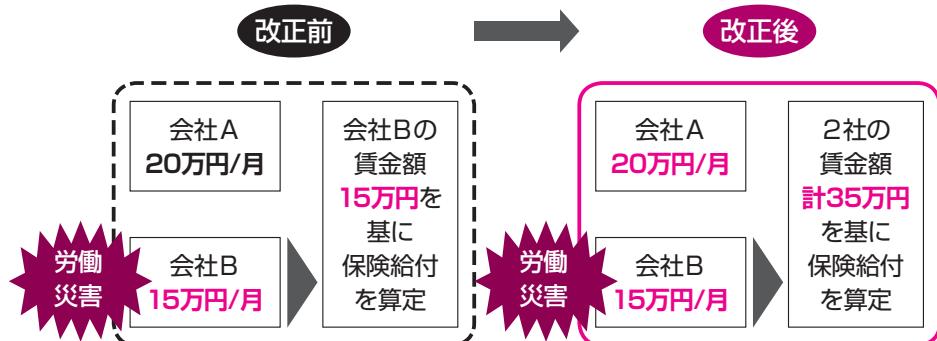


(厚生労働省リーフレットより引用)

2. 賃金額の合算

従来、給付基礎日額を、労働災害が発生した事業場の賃金額を基礎として算定していましたが、今回の改正により、複数事業労働者については、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額が算定されることになりました(特別支給金についても同様の取扱いがなされます。)。

■賃金額の合算の具体例



(厚生労働省リーフレットより引用)

■ 第3章、第4章で詳しく学びます。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

2

複数業務要因災害^{改正}

① 複数業務要因災害の定義

(法1条、法7条1項2号、則5条)

I 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

II 複数事業労働者とは、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者をいう。

III Iの「これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」は、負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者とする。



趣旨

従来は、労働者を使用する事業ごとに業務上の負荷を評価しており、仮に単独の事業であれば業務災害と認定し得る業務上の負荷を複数の事業においては保険給付が行われず、労働者の稼得能力や遺族の被扶養者に対する填補が不十分であった。

して、業務災害には該当しないものの、各事業における業的に評価すれば労災認定される場合には、労働者の稼得能力の損失を填補する観点から複数業務要因災害という新設された（令和2年9月1日施行）。

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

- 複数業務要因災害に関する保険給付は、それぞれの就業先の業務上の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係の就業先も労働基準法上の災害:

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

問題チェック H25

年金たる保険給付の受遲なく文書で所轄労働場として、次の記述の

- A 受給権者の氏名、
号の通知を受けた場合
- B 同一の事由により厚
生年金等が支給されることになった場合
- C 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年
金保険の遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合
- D 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年
金保険の遺族厚生年金等が支給されなくなった場合
- E 障害賃年金又は障害年金の受給権者にあっては、当該障害にかかる負傷又
は疾病が治った場合（再発して治った場合は除く。）

解答 E

- A 則21条の2,1項1号。設問の通り正しい。
- B 則21条の2,1項2号。設問の通り正しい。
- C 則21条の2,1項3号。設問の通り正しい。
- D 則21条の2,1項4号。設問の通り正しい。
- E 則21条の2,1項。設問のような規定はない。

Advice

一見したところ難問とも思えるが、障害（補償）年金は傷病が治ゆしない
と支給されない保険給付であることから類推すると、Eが誤りと判断でき
る。

一般に業務遂行性があるものとして取り扱う。なお、派遣元事業場と派遣先事業
場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務
命令によるものであれば、一般に業務遂行性が認められるものである。

H26-5AB [R元-4AB] (昭和61.6.30基発383号)

参考 (業務起因性の判断基準)

労災保険法が労働者の業務上の負傷、傷病等（以下「傷病等」という。）に対して補償す
とした趣旨は、労働災害発生の危険性を有する業務に従事する労働者が、その業務に通
じる危険の発現により傷病等を負った場合に、これによって労働者が受けた損害を填補
とともに、労働者又はその遺族等の生活を保障しようとするものである。したがつ
保険給付の要件として、使用者の過失は要しないとしても、業務と傷病等との間に合
関連性があるだけでは足りず、当該業務と傷病等との間に当該業務に通常伴う危険性
が現したという相当因果関係が認められることが必要である。[H26-7D]
(最二小昭H51.11.12熊本地震八代支部公務災害事件)

参考

本文に関連する通達、
判例等をまとめています。
補足的な内容
でもあるため、まずは
本文を優先して読ん
でいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題
実績です。

●改正

直近の改正点です。

卷末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを卷末資料
編としてまとめています。まずは本文の学習
を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

Check Point!

● 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

● 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一つの事業とし、場所
業とすること。
は、原則としてそれぞれ別個の
「場所もしくは役職」
が決定しない。×
にする部門が存する場合に、
労働者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
目的等									★	
適用				☆	☆	☆	☆	☆	☆	★
業務災害	☆	☆	☆	☆	☆	★★	☆	☆	☆	
複数業務要因災害										
通勤災害	☆	☆	☆		☆	☆	☆		☆	★
給付基礎日額					☆					
給付基礎日額のスライド										
年齢階層別の最低・最高限度額			★							
保険給付の種類等				☆	☆				★★	
療養(補償)給付	☆	☆		☆	★★	☆	☆	☆		
休業(補償)給付	☆	☆						☆		☆
傷病(補償)年金	★★			☆		☆	☆			☆
障害(補償)給付	★	☆	☆					☆		☆
障害(補償)年金前払一時金										
障害(補償)年金差額一時金				★						
介護(補償)給付	☆	☆	☆					☆		☆
遺族(補償)給付										
遺族(補償)年金	☆		☆		☆	☆				☆
遺族(補償)年金前払一時金				★						
遺族(補償)一時金			☆			☆				
葬祭料(葬祭給付)										
二次健康診断等給付	☆		☆					☆		
給付通則	☆	☆	☆		☆		☆	☆	☆	☆
内払処理・充当処理	☆	☆								
社会保険との併給調整										
支給制限・一時差止め	☆	☆	☆		★	☆				☆
費用徴収				★★	☆				★	☆
第三者行為災害による損害賠償との調整	★			★		☆		☆		
民事損害賠償との調整							☆			
社会復帰促進等事業の概要	☆			☆			☆		☆	
特別支給金		☆				☆	☆		☆	☆
特別加入の対象者	☆	☆	☆	★		☆	★	☆	☆	☆
特別加入の効果			☆	★	☆			★		
不服申立て	☆						★			
雑則等	☆	☆	☆	☆			★	☆	☆	☆

目 次

はじめに / iii 法改正ポイント講義 / iv
本書の構成 / vi 本書の効果的な活用法 / viii
本試験の傾向 / x

第1章 総 則 / 1

1 目的等	2
① 目的 	2
② 管掌、事務の所轄及び事務の委嘱 	3
③ 命令の制定 	6
2 適 用	7
① 適用事業 	7
② 暫定任意適用事業 	11

第2章 業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害 / 13

1 業務災害	14
① 業務遂行性と業務起因性 	14
② 業務上負傷の認定 	15
③ 業務上疾病の認定 	18
2 複数業務要因災害	27
① 複数業務要因災害の定義 	27
② 複数業務要因災害による疾病的範囲 	28
3 通勤災害	29
① 通勤災害の認定 	29
② 通勤による疾病的範囲 	38

第3章 給付基礎日額 / 41

1 給付基礎日額	42
① 原則的な給付基礎日額 	42
② 給付基礎日額の特例 	43
③ 複数事業労働者に係る給付基礎日額の算定 	45
④ 自動変更対象額 	46
2 給付基礎日額のスライド	49
① 概要 	49
② 休業給付基礎日額のスライド 	50
③ 年金給付基礎日額のスライド 	52
④ 一時金たる保険給付のスライド 	54

⑤ 特別給与を算定基礎とする特別支給金のスライド	A	54
③ 年齢階層別の最低・最高限度額		55
① 趣旨等	B	55
② 長期療養者の休業給付基礎日額の最低・最高限度額	A	56
③ 年金給付基礎日額の最低・最高限度額	A	58

第4章 保険給付 / 61

第1節 保険給付の種類等 / 63

1 保険給付の種類等		64
① 種類	A	64
② 業務災害に関する保険給付の支給事由	A	66

第2節 傷病に関する保険給付 / 69

1 療養（補償）給付		70
① 給付の種類	A	70
② 給付の範囲及び支給期間	A	72
③ 請求手続	A	74
④ 療養給付の一部負担金	A	78
2 休業（補償）給付		80
① 支給要件	A	80
② 支給額及び支給期間	A	83
③ 休業（補償）給付の支給制限	A	85
3 傷病（補償）年金		87
① 支給要件	A	87
② 支給額	A	89
③ 支給手続	A	90
④ 障害の程度の変更	A	91
⑤ 打切補償との関係	A	92

第3節 障害に関する保険給付 / 95

1 障害（補償）給付		96
① 種類及び支給額	B	96
② 障害等級	A	97
③ 併合	A	98
④ 加重	A	99
⑤ 変更	A	101
⑥ 再発	B	102
2 障害（補償）年金前払一時金		104
① 支給要件及び支給額	A	104

②請求	A	105
③支給停止	A	106
③障害（補償）年金差額一時金		107
①支給要件及び支給額	A*	107
②受給資格者及び受給権者	A	108
③受給資格の欠格	B	110

第4節 要介護状態に関する保険給付／111

①介護（補償）給付		112
①支給要件	A	112
②支給額	A	114
③請求	A	115

第5節 死亡に関する保険給付／119

①遺族（補償）給付		120
①遺族（補償）給付の種類	B	120
②遺族（補償）年金		121
①受給資格者	A	121
②受給権者	A	123
③欠格	A	124
④年金額	A	125
⑤年金額の改定	A	126
⑥支給停止	A	127
⑦失権及び失格	A	128
③遺族（補償）年金前払一時金		130
①支給要件及び支給額	A*	130
②請求	A	131
③支給停止	B	132
④遺族（補償）一時金		133
①支給要件及び支給額	A*	133
②受給資格者及び受給権者	A	135
③受給資格の欠格	B	137
⑤葬祭料（葬祭給付）		138
①支給要件及び支給額	A*	138
②請求	B	139

第6節 脳・心臓疾患予防のための保険給付／141

①二次健康診断等給付		142
①支給要件	A	142

② 納付の範囲	A	143
③ 受給手続	A	145

第5章 納付通則等 / 147

第1節 納付通則・社会保険との併給調整 / 149

1 納付通則	150	
① 年金納付の支給期間等	A	150
② 死亡の推定	A	151
③ 未支給の保険給付	A	152
④ 受給権の保護	A	153
⑤ 端数処理	B	154
⑥ 保険給付に関する届出	A	155
2 内払処理・充当処理	157	
① 内払処理	A	157
② 充当処理	A	160
3 社会保険との併給調整	162	
① 年金間の調整	A	162
② 一時金間の調整	A	164
4 支給制限・一時差止め	165	
① 絶対的支給制限	A	165
② 相対的支給制限	A	166
③ 一時差止め	A	167
5 費用徴収	169	
① 事業主からの費用徴収	A	169
② 不正受給者からの費用徴収	A	173

第2節 損害賠償との調整 / 175

1 第三者行為災害による損害賠償との調整	176	
① 求償及び控除	A	176
2 民事損害賠償との調整	181	
① 概要	B	181
② 民事損害賠償側での調整	B	181
③ 労災保険給付側での調整	B	184

第6章 社会復帰促進等事業 / 187

1 社会復帰促進等事業の概要	188	
① 社会復帰促進等事業の種類	B	188
2 特別支給金	192	
① 種類等	A	192

② 定率又は定額の特別支給金	A	192
③ 特別給与を算定基礎とする特別支給金	B	197
④ 特別支給金の通則事項	A	204
第7章 特別加入／207		
1 特別加入の対象者		208
① 種類	A	208
② 中小事業主等	A	209
③ 一人親方等	A	212
④ 海外派遣者	A	214
2 特別加入の効果		217
① 中小事業主等	A	217
② 一人親方等	A	222
③ 海外派遣者	A	226
第8章 不服申立て及び雑則等／229		
1 不服申立て		230
① 労審法による不服申立て	A	230
② 行政不服審査法による不服申立て	A	233
2 雜則等		235
① 費用の負担	A	235
② 時効	A	235
③ 戸籍事項の無料証明	B	238
④ 書類の保存義務	B	239
⑤ 使用者等の報告・出頭等	B	239
⑥ 労働者及び受給者の報告・出頭等	B	240
⑦ 受診命令	B	240
⑧ 立入検査	B	241
⑨ 診療担当者に対する命令	B	241
⑩ 関係行政機関等に対する協力の求め	B	242
⑪ 派遣労働者に係る保険給付の請求	B	242
⑫ 罰則	B	242
資料編／245		
第1章 総 則		
① 特定水面		246
② 危険又は有害な作業		246
第2章 業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害		
① 作業中断中		246

② 作業に伴う必要行為又は合理的行為中	246
③ 作業に伴う準備行為又は後始末行為中	246
④ 休憩時間中	246
⑤ レクリエーション行事出席中	247
⑥ 療養中	247
⑦ 天災地変による災害	248
⑧ 他人の故意に基づく暴行による負傷	248
⑨ 過重負荷による脳・心臓疾患の認定基準における過重負荷の有無の判断	248
⑩ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動の対象となる労働者	248
第3章 給付基礎日額	
① 最低限度額及び最高限度額の算定方法等	249
第4章 保険給付	
① 障害等級	250
② 二次健康診断の検査項目	251
第5章 給付通則等	
① 未支給の保険給付の請求権者がない場合等	251
② 受任者払い	251
③ 労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について	252
④ 自動車損害賠償責任保険と労災保険との支払事務の調整について	252
第6章 社会復帰促進等事業	
① アフターケア	252
② 傷病特別年金・暫定措置	253
第7章 特別加入	
① 特定農作業従事者	253
② 特別加入者たる地位の消滅時期	254
● 索引 / 255	
● 条文索引 / 259	

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 労働者災害補償保険法
法附則	→ 労働者災害補償保険法附則
令	→ 労働者災害補償保険法施行令
則	→ 労働者災害補償保険法施行規則
則附則	→ 労働者災害補償保険法施行規則附則
支給金則	→ 労働者災害補償保険特別支給金支給規則
徴収法	→ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
労審法	→ 労働保険審査官及び労働保険審査会法
行審法	→ 行政不服審査法
整備法	→ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律
整備政令	→ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関 係政令の整備等に関する政令
厚労告	→ 厚生労働省告示
労告	→ (旧) 労働省告示
発労徵	→ 次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
発基	→ 厚生労働省労働基準局関係の労働事務次官名通達
基発	→ 厚生労働省労働基準局長名通達
基収	→ 厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
基労管発	→ 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長名通達
基労補発	→ 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長名通達
基災発	→ (旧) 労働省労働基準局労災補償部長名で発する通達
基災収	→ (旧) 労働省労働基準局労災補償部長が疑義に答えて発する通達

第1章

総則

1 目的等

- ① 目的
- ② 管掌、事務の所轄及び事務の委嘱
- ③ 命令の制定

2 適用

- ① 適用事業
- ② 暫定任意適用事業

1

目的等

1

目的(法1条、法2条の2)

重要度
A

I 労働者災害補償保険は、**業務上の事由**、事業主が同一人でない**2以上の事業**に使用される労働者（以下「**複数事業労働者**」という。）の**2以上の事業の業務を要因とする事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、**必要な保険給付**を行い、あわせて、**業務上の事由**、**複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由**又は**通勤**により**負傷**し、又は**疾病**にかかった**労働者の社会復帰の促進**、当該**労働者**及びその**遺族の援護**、**労働者の安全及び衛生の確保**等を図り、もって**労働者の福祉の増進**に寄与することを**目的**とする。

II 労働者災害補償保険は、Iの**目的**を達成するため、**業務上の事由**、**複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に関して**保険給付**を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

沿革

労働者災害補償保険法（以下「**労災保険法**」という。）は、業務上の災害発生に際し、事業主の一時的補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため（**労働基準法**に基づく**事業主の補償義務を肩代わりする制度**として）、**労働基準法**と同じ昭和22年4月に公布され、同年9月1日に施行された。その後、昭和40年改正では、給付の本格的年金化、特別加入制度の導入が行われ、昭和48年改正では**通勤災害保護制度**が発足した。さらに昭和51年改正で**傷病補償年金**、平成7年改正で**介護補償給付**、平成12年改正で**二次健康診断等給付**がそれぞれ創設され、労働基準法の災害補償の水準を超えるに至っている。

令和2年9月からは、複数事業労働者に対する労災保険の保険給付に関し

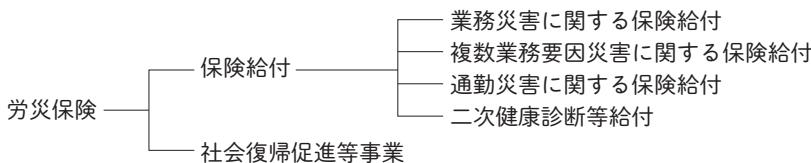
て、災害発生事業場と非災害発生事業場の賃金額を合算して給付基礎日額を算定するほか、業務上の疾病的認定において、複数の就業先での業務上の負荷を総合して評価する等の改正が行われた。

Check Point!

- 労災保険の保険料は全額事業主負担である（労働者は保険料を負担しないため、被保険者ではなく適用労働者という。）。

・労災保険の体系

労災保険の体系をまとめると次の通りとなる。〔R元-選B〕



・「複数業務要因災害」については、「第2章 2 複数業務要因災害」を参照のこと。

2 管掌、事務の所轄及び事務の委嘱

(法2条、則1条、則2条の2)

重要度
A

★★★

- I 労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。
- II 労働者災害補償保険法第34条第1項第3号〔第1種特別加入者の給付基礎日額の決定〕(第3種特別加入者の規定において準用する場合を含む。)、第35条第1項第6号〔第2種特別加入者の給付基礎日額の決定〕及び第49条の3第1項〔資料提供等の求め〕に規定する**厚生労働大臣の権限**は、**都道府県労働局長**に委任する。ただし、法第49条の3第1項の規定による**権限**は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。
- III 労働者災害補償保険（以下「**労災保険**」という。）に関する**事務**〔労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「**徴収法**」という。）、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「**整備法**」という。）及び**賃金の支払の**

確保等に関する法律に基づく事務並びに厚生労働大臣が定める事務を除く。以下「労働者災害補償保険等関係事務」という。]は、**厚生労働省労働基準局長**の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する**都道府県労働局長**（以下「**所轄都道府県労働局長**」という。）が行う。ただし、次の i ii に掲げる場合は、当該 i ii に定める者を**所轄都道府県労働局長**とする。 **改正**

i 事業場が 2以上 の 都道府県労働局 の管轄区域にまたがる場合	その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
ii 当該労働者災害補償保険等関係事務が法第7条第1項第2号に規定する複数業務要因災害に関するものである場合	同号に規定する複数事業労働者の 2以上 の事業のうち、その 収入 が当該複数事業労働者の 生計 を維持する程度が 最も高い もの（IV ii 及び V において「 生計維持事業 」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長

IV 労働者災害補償保険等関係事務のうち、保険給付（**二次健康診断等給付**を除く。）並びに社会復帰促進等事業のうち**労災就学等援護費**及び**特別支給金**の支給並びに厚生労働省労働基準局長が定める給付に関する事務は、**都道府県労働局長**の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する**労働基準監督署長**（以下「**所轄労働基準監督署長**」という。）が行う。ただし、次の i ii に掲げる場合は、当該 i ii に定める者を**所轄労働基準監督署長**とする。 **改正**

i 事業場が 2以上 の 労働基準監督署 の管轄区域にまたがる場合	その事業の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長
ii 当該労働者災害補償保険等関係事務が法第7条第1項第2号に規定する複数業務要因災害に関するものである場合	生計維持事業 の主たる事務所の所在地を管轄する 労働基準監督署長

V III ii の**都道府県労働局長**及びIV ii の**労働基準監督署長**は、次に定めるところにより、III ii 及び IV ii の**労働者災害補償保険等関係事務の全部又は一部**を他の**都道府県労働局長**及び**労働基準監督署長**に委嘱することができる。 **改正**

i 生計維持事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長と他の事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長が異なる場合	生計維持事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長は、事務の全部又は一部を他の事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長に委嘱することができる。
ii i の規定による委嘱を受けた所轄都道府県労働局長の事務のうち、IVの事務	当該所轄都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所轄労働基準監督署長が行う。
iii 生計維持事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長と他の事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長が同一である場合	生計維持事業の主たる事務所の所轄労働基準監督署長は、事務の全部又は一部を他の事業の主たる事務所の所轄労働基準監督署長に委嘱することができる。

Check Point!

- 二次健康診断等給付以外の保険給付に関する事務は、所轄労働基準監督署長が行う（二次健康診断等給付に関する事務は、所轄都道府県労働局長が行う。）。

1. 上記III ii 及びIV ii について

複数業務要因災害に係る事務の所轄は、**生計を維持する程度の最も高い事業**の主たる事務所を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署となる。この場合における、生計を維持する程度の最も高い事業の主たる事務所とは、原則として複数就業先のうち**給付基礎日額の算定期間における賃金総額が最も高い事業場**を指すものである。

（令和2.8.21基発0821第1号）

2. 上記Vについて

業務災害に係る事務を所轄する都道府県労働局又は労働基準監督署と複数業務要因災害に係る事務を所轄する都道府県労働局又は労働基準監督署が異なる場合、業務災害に係る事務を所轄する都道府県労働局又は労働基準監督署において保険給付に係る調査を優先して行うこととなるため、複数業務要因災害に係る事務を所轄する都道府県労働局又は労働基準監督署の事務の全部又は一部を、業務災害に係る事務を所轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に委嘱することができることとされた。

（同上）

③ 命令の制定 (法5条) 3 条款 B



労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに徴収法に基づく政令及び厚生労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）は、その草案について、**労働政策審議会の意見**を聞いて、これを**制定**する。

趣旨

労災保険法等に基づく命令の制定については、その立案の公正・的確性の確保と施行の円滑を期する必要があるため、**労働政策審議会の意見**を聞くべきことを規定している。

2 適用

① 適用事業 重要度 A

1 適用事業及び適用除外 (法3条)

★★★

- I 労働者災害補償保険法においては、**労働者を使用する事業を適用事業**とする。
- II I の規定にかかわらず、**国の直営事業及び官公署の事業**（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）[**非現業の官公署**]については、**労働者災害補償保険法は、適用しない。**

Check Point!

- 労災保険法は、労働者を使用する事業に適用される。したがって、労働者を1人でも使用する事業は、原則として、労災保険の適用事業とされる。**

1. 官公署に対する適用

次の(1)(2)について、他の法律（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等）に基づく災害補償制度により保護が与えられるため、労災保険は適用されない。

(1) 国の直営事業 H29-4D

(2) 非現業の官公署

国家公務員又は地方公務員の事務部門（一般職）の役所を指す。H29-4CE
現業部門・非現業部門に対する労災保険の適用をまとめると次の通りとなる。

	現業部門	非現業部門
国	適用除外	適用除外
地方公共団体	非常勤職員のみ適用 <small>H29-4A</small>	適用除外

2. 独立行政法人に対する適用

国立印刷局、造幣局等の**行政執行法人**には国家公務員災害補償法が適用されるため、**労災保険法は適用されない**が、**行政執行法人以外の独立行政法人には労災保険法が適用**される。 [H29-4B]

なお、独立行政法人に対する適用の取扱いは、次の通り労働基準法と異なる。

	労働基準法	労災保険法
行政執行法人	適用	適用除外
行政執行法人以外の独立行政法人	適用	適用

(独立行政法人通則法59条1項1号、平成13.2.22基発93号)

参考 (共同企業体によって行われる建設事業)

共同企業体によって行われる建設事業において、その全構成員が各々資金、人員、機械等を拠出して、共同計算により工事を施工する共同施工方式がとられている場合、保険関係は、共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし、その代表者を事業主として成立する。

[H26-2ア] (昭和41.2.15基災発8号)

問題チェック H17-1D

労働者を使用する事業であれば、事業主がその旨を所轄行政府に届け出ない場合でも、一部の事業を除き、適用事業である。

解答



法3条、徵収法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、平成12年労告120号

労働者を使用する事業であれば、暫定任意適用事業等の一部の事業を除き、届出の有無にかかわらず、その事業の開始された日に法律上当然に労災保険に係る保険関係が成立する。

問題チェック H17-1E

労働者を必ずしも常時使用していない事業であっても、労働者を使用する場合には、一部の事業を除き、適用事業に該当する。

解答



法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、昭和50年労告35号、平成12年労告120号

労働者を使用する事業であれば、**必ずしも労働者を常時使用していなくても、暫定任意適用事業等の一部を除き、適用事業に該当する。**

2 適用労働者



労災保険法の適用を受ける労働者ことを「**適用労働者**」という。

Check Point!

- 労災保険法の適用を受ける労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者と同義である。 [R元-選A]
- 個人事業主、法人の代表取締役は適用労働者とはならず、また、同居の親族も原則として適用労働者とならない。 [H26-7E]
- 労働者であれば、常用雇用労働者に限らず、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマー、試用期間中の者など雇用形態に関係なく適用の対象となる。 [H30-4才]

1. 複数就業者

2以上の事業に使用される者は、**それぞれの事業において適用労働者**となる。

[H26-2工]

2. 派遣労働者

労働者派遣事業に対する労災保険法の適用については、**派遣元事業主**の事業が適用事業とされる（**派遣元事業主**の事業に係る保険関係により適用労働者となる。）。（昭和61.6.30基発383号）

3. 出向労働者

在籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を存続したまま出向する労働者）の労災保険法の適用については、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、その者に係る保険関係（労災保険に関する法律関係）が**出向元事業と出向先事業のいずれにあるかを決定する。** [H26-2イ] [H27-5C]

移籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を終了させて出向する労働者）の場合は、出向先とのみ労働契約関係があるので、労災保険法の適用については、**出向先事業主の事業に係る保険関係**により取り扱われる。

（昭和35.11.2基発932号、昭和61.6.6基発333号、昭和61.6.30基発383号）

4. 外国人労働者

外国人労働者であっても、適用事業に使用され、賃金を支払われる者は、出入国管理及び難民認定法による在留資格ないし就労資格を有しない**不法就労者**であっても、**適用労働者となる。**

5. 国外就労者

労災保険法は国外の事業には適用されないので、国外の事業に使用される者である海外派遣者は、労災保険法の適用を受けない（ただし、特別加入者になることができる場合はある。）。

一方、**海外出張者**については、国内の事業に使用される者が国外において業務を遂行しているにすぎないので、原則として、**労災保険法の適用を受ける。**

また、日本企業の海外支店等で、**現地採用**された日本人職員は、**適用労働者とならない。**

（昭和52.3.30基発192号）

6. 在宅勤務者

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労災保険法が適用されることとなる。

（平成20.7.28基発0728001号）

問題チェック H12-1D

労災保険は、試の使用期間中の労働者であっても、雇入れ後14日を経過すれば、直ちに適用される。

解答 X

法3条1項

労災保険は、適用事業所に使用され賃金を受けている者に適用されるので、設問の者についても雇入れの日から適用労働者となる。

問題チェック H28-1A～E

労災保険法の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 障害者総合支援法に基づく就労継続支援を行う事業場と雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける障害者には、基本的には労災保険法が適用されない。
- B 法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労災保険法が適用される。
- C 個人開業の医院が、2、3名の者を雇用して看護師見習の業務に従事させ、かたわら家事その他の業務に従事させる場合は、労災保険法が適用されない。

- D インターンシップにおいて直接生産活動に従事しその作業の利益が当該事業場に帰属し、かつ事業場と当該学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生に労災保険法が適用される。

E 都道府県労働委員会の委員には、労災保険法が適用されない。

解答 C

② 暫定任意適用事業 ((44)法附則12条、整備政令 17条、昭和50年労告35号)

農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業〔都道府県、市町村その他これらに準ずるもの〕の事業、**法人**である**事業主の事業**及び船員法第1条に規定する**船員を使用して行う船舶所有者**（船員保険法第3条〔船舶所有者に関する規定が適用される者〕に規定する場合にあっては、同条の規定により**船舶所有者とされる者**）の**事業を除く。**〕であって、**常時5人未満の労働者を使用する事業**は、以下に掲げる**事業を除き、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とする。**

2021年度版

よくわかる社労士 合格テキスト3 労働者災害補償保険法

発行日 2020年11月1日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09383P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。